

子どもと保護者のニーズをとらえた地域子ども施設の展開（案）について

区は、子育て家庭にとって魅力的な空間・施設等の充実を目指しており、地域子ども施設は、そのニーズをとらえた施策を実現していくことが求められている。

令和3年第4回定例会に提案した中野区立児童館条例の一部を改正する条例の否決に伴い、改めて、地域子ども施設の役割・配置・事業展開の考え方を整理し、案を作成したので報告する。

1 検討の方向性

地域子ども施設に対するニーズを再度検証し、①子どもの居場所・遊び場、中高生の居場所機能、②乳幼児親子の居場所、乳幼児の一時預かり機能、③地域の見守り・ネットワーク支援・相談支援機能を強化していくこととする。

これらの機能を強化していくため、児童館（ふれあいの家を含む）18館のうち、中学校区に1館の機能強化（新たな機能を備えた児童館）を図り、区職員による運営とする。一方、他の9館を地域子ども施設に対するニーズに応えた施策を実現するため、中高生利用、乳幼児親子利用、「外遊び」に機能特化し、民間活力を導入した運営とする。

中高生の居場所は、産業振興センター跡施設の活用とともに区内2か所とする。また、敷地拡張によるキッズ・プラザ整備校の追加、キッズ・プラザ設置までの間の放課後の居場所事業の拡充、学童需要に応じた学童クラブの整備、乳幼児親子の居場所事業の拡充をすすめていく。

施設の配置は、利用対象者の利用可能な距離を考慮し、地域偏在の解消を図っていく。

2 地域子ども施設の考え方について（詳細は別紙のとおり）

- (1) 地域子ども施設の整備・事業展開の方向性
- (2) 児童館の配置と事業展開
- (3) その他地域子ども施設の配置と事業展開
- (4) 各施設において担う機能・配置の考え方・運営方法

3 今後のスケジュール

- | | |
|-----------|-------------------------------|
| 令和4年10月下旬 | 地域子ども施設をテーマに区民と区長のタウンミーティング実施 |
| 令和4年12月 | 地域子ども施設の展開及び令和5年度の事業内容について報告 |
| 令和5年1月以降 | 今後の地域子ども施設の展開について地域説明 |

1 地域子ども施設の整備・事業展開の方向性

- 地域子ども施設は、子どもの健全育成や子育て環境、施設に求められるニーズの変化に伴い、子どもの成長に応じた保育や居場所・交流、相談支援など地域の状況を踏まえ適切に対応していく必要がある。
- 今後の地域子ども施設の整備や事業展開にあたっては、多様化する子どもや子育てのニーズに応えられるよう機能拡充を図るとともに、施設の役割に応じ、民間活力を活用した持続可能な施設運営を行っていく。

健全育成や子育て環境の課題

- 共働き世帯の増加による乳幼児保育・学童保育のニーズ
- 経済的格差の拡大
- 医療的ケア児への必要な支援の多様化
- 子育ての孤立化
- 包括的に把握すべき家庭の課題(児童虐待、貧困、いじめ、不登校、ヤングケアラー等)
- 児童等の安全・安心な居場所の確保
- 中高生の居場所の確保

地域子ども施設に対するニーズ

- 学校外の遊び場、居場所、交流の場の整備
- 学童待機児童の解消
- レスパイト・ケアの拡充
- 屋内外で遊べる環境の整備
- 子育て活動支援団体の活動の場の整備
- 学習環境の拡充
- 施設の開館日や設備更新等の利便性の向上 など

【施設整備・事業展開の方向性】

- 施設整備や事業の展開にあたっては、利用対象者の利用可能な距離を考慮するとともに、地域偏在の解消を図る。
 - ◇ 乳幼児親子の居場所は、**徒歩圏**(概ね500メートル圏域)に整備
 - ◇ キッズ・プラザは、**各小学校内**、**学童クラブ**は**各小学校区内**に整備
 - ◇ 中高生の居場所は、**産業振興センター跡施設**の活用を含め、**区内2か所**に整備
 - ◇ 児童館は、子どもの居場所・交流等の基本機能に加え、**子育て支援**や地域の見守り、**ネットワーク支援機能**を強化し、**各中学校区**に整備
- 民間活力の活用など**持続可能な運営方法**を検討する。
- **閉館する児童館の跡施設**は、地域子ども施設に対するニーズに応えた施策を実現するための施設へ転換する。
- 隣接する区有施設や学校施設等も活用した効果的な施策を展開する。

2 児童館の配置と事業展開

(1) 児童館の機能強化（新たな機能を備えた児童館）

○児童館は、子どもの居場所・交流等の基本機能に加え、子育て支援や地域の見守り、ネットワーク支援機能を強化する。

○保育園・幼稚園・小学校・中学校の連携教育の中で子どもたちの育成を行ってきたことから、配置は、**中学校区に1館（区内9館）**とする。

○**全館6日間開館**とする。

○児童館の相談支援やセーフティネットの役割、地域包括ケアに資する役割から、**運営は区職員**により行う。

○建物調査を踏まえた計画的な修繕・建替によって設備更新を進めていく。

（城山・みずの塔・南中野・宮の台・上高田・北原・野方・大和・かみさぎ）

(2) 児童館の機能特化（中高生居場所事業の強化）

○区内9館の児童館に加え、施設の規模の拡大が可能な児童館を**中高生を主な利用対象とした大規模児童館**として運営する。

○施設の大幅な改修を計画し、中高生談話スペース、スタジオ、ホール、研修室等の設置を検討する。また、乳幼児親子の居場所、小学生の利用も可能な施設とする。

○運営は、**事業者の専門的知見やノウハウ**を活用していく。

（若宮）

(3) 児童館の閉館後の活用

○乳幼児親子の居場所事業へのニーズに応えるため、**乳幼児向け事業を強化した施設へ転換**する。学童クラブの需要がある校区においては、学童クラブも併設するとともに、近隣の保育園等の一時保育事業の利用状況を調査し、**一時預かり事業の実施も検討**する。

（朝日が丘・新井薬師・大和西・鷺宮・弥生）

○「自由に外遊びができる施設」へのニーズに応えるため、「**外遊び**」**事業を強化した施設へ転換**する。

（文園・西中野・みなみ）

○運営は、事業者の専門的知見やノウハウを活用し、企画提案公募型事業者選定方式により、事業者を募集する。

3 その他地域子ども施設の配置と事業展開

(4) キッズ・プラザ

- キッズ・プラザを校舎建替にあわせ全小学校に整備する。
- 敷地拡張により設置可能であることが判明した学校にも整備する。(上鷲宮小)
- キッズ・プラザ設置までの間は、児童館と学校が連携した放課後の居場所事業の拡充を図っていく。

(5) 学童クラブ

- 学童クラブ施設は、需要数を満たすように整備をすすめる。
- キッズ・プラザ併設型を基本に整備していくとともに、需要が大幅に上回る場合には、学校区内に整備することとし、民間誘致または閉館する児童館を活用する。
(朝日が丘・大和西・新井薬師・鷲宮児童館跡施設活用、谷戸・塔山小学校区に民間学童誘致)

(6) 乳幼児親子の居場所事業

- 児童館における乳幼児親子向け事業(「ほっとルーム」)の拡充、既存の委託事業者による子育てひろば、閉館する児童館における事業の他、他の区有施設の有効活用も検討し、乳幼児親子の居場所が徒歩圏内(概ね500メートル圏域)に確保できるよう、整備をすすめていく。

4 各施設において担う機能・配置の考え方・運営方法

	児童館		児童館閉館後の活用		キッズ・プラザ	学童クラブ	子育てひろば
	機能強化館	中高生館	乳幼児事業 学童クラブ	外遊び施設			
子どもの居場所・遊び場	○	○	○	○	○	○	
中高生の居場所	○	○					
乳幼児親子の居場所	○	○	○	○			○
乳幼児一時預かり			△				
地域の見守り・ネットワーク・相談支援	○						
配置	中学校区に1館	区内2か所 (産業振興センター跡施設も活用)	乳幼児事業は徒歩圏内 学童需要を補完		全小学校に整備	需要に応じて整備	徒歩圏内に設置を検討
運営方法	直営	民間活用					